

賃 貸 借 契 約 書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により「県税システム機器の借入れ」の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って県税システム機器一式（ハードウェア、ソフトウェア及び保守部品の提供並びに搬入、調整、ハードウェアの保守及び借入期間満了後の撤去等一式のこと。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 機器は、別紙「県税システム機器明細書」のとおりとする。

（機器等の設置場所）

第3条 機器等の設置場所は、別紙1「県税システム機器設置場所一覧表」のとおりとする。

2 甲は、第1項の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

3 前項の設置場所の変更に要する費用は、甲の負担とする。

（機器等の設置完了報告）

第4条 乙は、機器等の設置を完了した場合は、遅滞なく甲に対し設置完了報告書を提出するものとする。

（賃貸借期間）

第5条 賃貸借期間は、令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第6条 甲は、乙に対し賃貸借料として、月額金●●●●, ●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額金●●●, ●●●●円）を支払う。ただし、契約期間中に1か月未満の端数を生じた月、又は乙の責に帰すべき理由により機器等を使用できなかった月の賃貸借料は、機器等を使用した日数に応じて日割計算により算出した金額（当該金額に、1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）を支払う。

2 前項の月の日数計算は月の初日から末日までとし、当月の暦日数をもって1か月とする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、●●●●●●●●。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

（使用及び管理）

第9条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって機器等を使用及び管理するものとする。

（保険）

第10条 乙は、賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。

（隠れた瑕疵）

第11条 乙は、機器等の賃貸中であっても、その隠れた瑕疵については、手直し、又は取替えの義務を負うものとする。

（保守及び点検）

第12条 乙は、その責任において、機器等の保守及び点検を行うものとする。

2 前項の保守は、機器等に対する故障発生時の当日中の訪問修理を含むものとする。

3 乙は、前2項の保守及び点検を、専門の業者に委託して行うことができるものとする。乙の受託者は、甲の承認を得た場合に限り、再委託を行うことができるものとする。

（機器損害の場合の賠償）

第13条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器等に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求できる。ただし、甲が機器等を修理し、又は乙が第10条の保険で補償されたときは、その範囲内において甲は賠償の責を負わないものとする。

（所有者の表示）

第14条 乙は、機器等に自己の所有である旨の表示を付することができる。

（完了検査及び履行通知）

第15条 乙は、甲の使用した月分の賃貸借に関する履行通知を、当該履行期間終了後、直ちに甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の履行通知を受領したときは、直ちに当該履行期間における賃貸借について、完了の確認を行うものとする。

（賃貸借料の請求及び支払）

第16条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を、翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、乙からの正当な請求書を受領した日から起算して30日以内に、賃貸借料を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第17条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に賃貸借料を支払わなかった場合は、甲に対し、当該未払金額にその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てる。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第19条 甲は、乙(第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲に対し解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(不正行為に伴う賠償金)

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、賃貸借料総額の10分の1に相当する額(当該金額に、1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)を甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。契約期間が満了した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までに掲げる場合において、審決の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りではない。

- 2 甲は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超えるときは、乙に対しその超える額の賠償を請求することができる。

（その他の甲の解除権）

第21条 甲は、次の各号に該当する場合は、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が必要と認めるとき。
 - (2) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定による解除の場合において、解除が甲の責に帰すべき理由によるものであり、かつ、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対し、また、解除が乙の責に帰すべき理由によるものであり、かつ、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（乙の解除権）

第22条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（損害の賠償）

第23条 乙は、その責めに帰すべき理由により、この契約の履行に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（賠償金等の請求）

第24条 甲は、乙に対しこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を請求する場合において、甲が乙に支払うべき賃貸借料があるときはその金額を相殺し、なお不足があるときはその不足額を請求するものとする。乙が、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなかった場合は、甲は、乙に対しその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、第17条の遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てる。

（機器の故障修理時の措置）

第25条 乙は、機器が故障し、これを修理する場合において、甲の指示又は承諾があるときを除き、機器を機器の設置場所から持ち出してはならない。

- 2 端末のディスク装置が故障し、交換した際、故障した記憶装置の物理破壊を行うこと。なお、物理破壊は賃貸借終了後に実施しても問題ない。
破壊後は、破壊証明を提出すること。

（秘密の保持）

第26条 乙は、この契約において知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないほか、別記「個人情報取扱特記事項」及び愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。
3 乙は、第1項の規定について、この契約の履行に従事する者に周知し徹底させなければならない。

（機器等の返還）

第27条 甲は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって、機器等を速やかに乙に返還するものとする。ただし、返還の時期について乙の承諾を得たときは、この限りではない。

- 2 乙は、機器等の返還時には、ディスク媒体を物理的に破壊するなど、情報漏えい防止のための万全の措置をとるものとする。
3 前項を含め、機器等の返還時の費用については、乙の負担とする。

（事故等の報告）

第28条 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、改ざん及びき損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（調査等）

第29条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の業務の処理状況について調査し、乙に対して指示を行い、又は乙から報告を求めることができる。

（教育及びプログラムの提供）

第30条 乙は、甲に対し、機器等の操作に必要とする基本的な教育及び基本的なプログラムの提供を無償で行うものとする。

2 乙は、前項の教育を機器製造のメーカーに委託して行うことができる。

（契約の費用）

第31条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第32条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第33条 この契約書に定めのない事項については愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村時広

乙

業務受託における秘密保持及び法令順守に関する誓約書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

住 所

氏 名（自筆）

㊞

所属する事業者の所在地

所属する事業者の名称

所属する事業者の代表者

㊞

私は、私が所属する事業者が愛媛県から受注している「県税システム機器の借入れ」の付帯作業に従事する業務担当者として、個人情報の保護に関する法律等の関係法令や愛媛県情報セキュリティポリシー等の関係規程等を遵守するとともに、業務従事期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た秘密情報を漏らさないことを誓約します。

なお、秘密情報を漏えいした場合は、関係法令により罰則対象となる場合があることを認識するとともに、このことにより県に損害を与えた場合は、個人に責任が帰属する範囲で、これを賠償することを併せて誓約します。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。

(別紙)

県税システム機器明細書

品 名		型 番	メーカー	数量
1	省スペース型パソコン(デスクトップ型)			
	本体			19
	暗号化機能付き256GB SSD			19
	メモリ 16GB(16GB*1)			19
	DVDスーパーマルチドライブ(薄型)			2
	DVD-ROMドライブ(薄型)			17
	USBテンキー付き小型キーボード&USB光センサーマウス			19
	標準添付品セット			19
	Windows11Pro 64ビット版 再セットアップ用DVD			19
	標準保証拡張G9[5年間翌営業日出張修理](ディスク返却不要サービス付)			19
	23.8型ワイド液晶ディスプレイ			19
	無停電装置(UPS)			19
	Office Standard 2024			19
2	個人端末用機器			
	23.8型ワイド液晶ディスプレイ			173
	USBキーボード			173
	KVMスイッチ			173
3	プリンタ			
	レーザープリンタ(低速)			55
	レーザープリンタ(中速)			6
	ラインプリンタ			3
4	自動紙折機			4
5	シートカッター			3
6	バーコードリーダー			22
7	スキャナ			3

摘要

搬入、据付及び現地調整含む。